村上市物価高騰対策
設備投資･IT導入支援補助金
【申請要領】

問い合わせ先：村上市地域経済振興課　TEL　0254-75-8942（直通）

1　制度の目的

物価高騰の影響を受けている市内の中小企業等が取り組む、社会経済の変化に対応するための設備投資に対して補助金を交付することで、市内企業の事業継続および企業活動の活性化を図ることを目的としています。

2　制度の概要

（1）対象者の要件

補助金を受けることができるのは、以下の①～④の要件を全て満たしている事業者です。

① 市内に主たる事業所(※1)を有する中小企業者等(※2)
② 令和9年３月5日までに本補助事業が完了すること
③ 市税の滞納がないこと
④ 村上市暴力団排除条例第２条第１号から第３号までに規定する暴力団等と密接な関係を有していないこと

※1　主たる事業所…本社又は事業活動の拠点

※2　中小企業者等…以下に掲げる事業者

ア）　中小企業者
・中小企業基本法第２条第１項に規定する中小企業者

【中小企業の定義】

区 分	資本金の額	従業員数
製造業・運輸業・建設業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

※資本金の額または従業員数のいずれか一方が該当すれば対象となります。

・中小企業団体の組織に関する法律第３条第１項に規定する中小企業団体

イ）　農林漁業者等
・農事組合法人、農業法人
・農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、生産森林組合

※　ただし、別記（P.８）で定める事業者は対象外となります。

（2）補助対象事業

補助対象となる事業は、**商工業の振興を目的**とし、**社会経済の変化に対応する**ための以下の取組に要する**機械装置等(※1)**及び**ITツール(※2)**の設備投資が対象となります。

※1　**機械装置等**　…「機械装置」「工具」「器具備品」のこと
※2　**ITツール**　…業務効率化のためのソフトウェア及びクラウドサービスのこと

取組内容	説明
新分野進出	**主たる業種または業態を変更することなく、新たな製品(商品)で新たな市場に進出するための取組** 【例】 ・原材料費の高騰により利益が圧迫されているため、下請け製造だけでなく、自社技術を活かした一般消費者向け（BtoC）ブランドを立ち上げ、高付加価値な製品を直接販売する。 ・農産物生産者が、物価高騰による流通コストの上昇に対応するため、自ら生産した農産物を加工・販売するための設備を導入し、作業場の一部を販売スペースに改修する。
業種・業態転換	**主たる業種を変更、または製品(商品)の提供方法等の業態を変更する取組** 【例】 ・原材料費や人件費の高騰により経営が圧迫されている飲食店が、テイクアウト専門店へと業態を転換するため、新たに食品加工用機械を導入し、それに伴う施設改修を行う。 ・宿泊業を営んでいたが、物価高騰による旅行客の減少を受け、施設を新たにコワーキングスペースとして運営するため、Wi-Fi環境や作業スペースを整備する。
業務体制改善・生産性向上	**新たな技術を搭載した機械設備による業務の効率化や生産性の向上に繋げる取組** 【例】 ・現在の設備では手動で操作しなくてはならない工程が多くあったが、その工程を自動でできる設備を導入し、限られた従業員数の中で業務を効率的に行える体制を整え生産性向上を図る。 ・これまで製品の検査工程においては人の目で行っており多くの時間を費やしていたため、新たに画像センサー等を搭載した自動検査機器を導入し、作業時間の大幅な短縮による業務効率化を図る。
ITツール導入	**新たなITツールを導入し、業務過程や経営課題を解決するための取組** 【例】 ・受発注管理や在庫管理等を複数のエクセルで管理しているため、業務が煩雑となり作業時間も多くかかっていたため、新たにRPA（ソフトウェアロボットによる業務自動化）ツールを導入し作業を自動化する。 ・見積書の作成、原価の把握、労務管理、請求書の発行などを全てデータ化し、そのデータを活用し業務の見える化や顧客の傾向などを分析し事業拡大につなげる。

（3）補助対象経費

区分	対象経費
機械装置等	・機械装置等の購入費 ・　〃　　設置に伴う施設改修費 ・　〃　　運搬費
ITツール	・ソフトウェア購入費 ・クラウドサービス導入費 ・クラウドサービス利用料（令和８年度分のみ） ・その他導入関連費（セットアップ費等） ・ITツール導入に伴うハードウェア購入費（当該事業の実施のためだけに使用するもの）

注）１　補助対象経費は**税抜の金額**になります。
　　２　補助対象経費は**合計で20万円以上**となる必要があります。

●補助対象経費にならないもの

・商工業以外の用に供するもの
・老朽化等に伴う単なる設備の入れ替え
・振込手数料などの手数料
・村上市外の事業所において使用することを目的とした設備
・自動車、重機、トラクターなどの車両等の購入
・建物（増築・施設改修を除く）、構築物の設置にかかる費用
・交付決定前に発注したもの
・リース料、レンタル料
・中古品の購入費
・既存設備の撤去・処分費
・既に購入済みのソフトウェアに対する増台、追加ライセンス費用またはリビジョンアップのための費用
・補助事業実施に係る広報費、開発費、営業費
・上記のほか、補助金の目的・趣旨から適切でないと村上市が判断するもの

（4）補助率・補助金額

補助率　補助対象経費の **1/3**（千円未満切捨て）

上限額　**200 万円**

3　申請手続き

（1）申請受付期間・方法

受付期間	令和８年６月１日(月) ～ 令和８年６月30日(火)　※土日祝日を除く
申請方法	**郵送**または**持参**　※令和８年６月30日までの消印有効
提 出 先	村上市　地域経済振興課（〒958-8501　村上市三之町１番１号）

（2）申請時必要書類

1．村上市物価高騰対策設備投資・ＩＴ導入支援補助金交付申請書（様式第１号）
2．事業実施計画書（別紙１）
3．収支予算書（別紙２）
4．申請者に関する次の書類

■法人の場合

・現在事項全部証明書
・直近の貸借対照表および損益決算書

■個人事業主の場合

・直近の確定申告書
…第一表、第二表、収支内訳書（１・２面）
または所得税青色申告決算書（１～４面）
※税務署で受付されたものであることが証明できるもの
（電子申告の場合は、受付完了のメール画面等）
・開業届
…開業して１年未満で、決算期を一度も迎えていない場合のみ

5．補助対象経費となる機械設備等・ITツールの見積書
6．補助対象経費となる機械設備等・ITツールの仕様が分かる資料
※仕様書、パンフレット等
7．個人情報に関する同意書
8．その他市長が必要と認める書類等

（3）交付決定者の決定方法

本補助金は申請受付期間終了後、複数の審査員によって審査され、その結果により交付決定者が決定されます。審査方法は、市が定める審査項目に基づき審査員により採点され、各審査員の得点の平均点が最終得点となります。

最終得点が50点以上となった申請者を対象に、**最終得点の高い順に予算の範囲内で交付決定者を決定**します。

（４）審査項目・配点

審査項目	内容	配点	評価
自社・課題分析	□自社の課題が明確であり、それを解決する方法が明確かつ妥当であるか	20	各審査項目について A,B,C,D,Eの5段階で評価
競合優位性	□他社との差別化や独自性の検討が十分行われており、導入する設備等の特徴や効果が十分説明できているか	20	
実現性	□事業計画は、収益の増加・生産性の向上が見込まれるものとなっているか（20点） □日程、予算において無理のない内容となっているか（10点）	30	
将来性	□補助金活用後の取り組みが明確になっており、今後の成長が見込まれる計画になっているか	20	
地域貢献度	□事業を実施することで、当地域にメリット（地域経済振興、地域課題解決、雇用等）がある内容となっているか	10	

＜評価内容＞

評価	内容	配点
A	特に優秀	配点×1.0
B	優秀	配点×0.8
C	良好	配点×0.6
D	可	配点×0.4
E	要検討	配点×0.2

（５）実績報告

交付決定者は事業完了後、市へ実績報告を行う必要があります。補助金は、実績報告を市が確認した後支払います。

（６）実績報告時必要書類

１．村上市物価高騰対策設備投資・ＩＴ導入支援補助金実績報告書（様式第８号）
２．事業実施報告書（別紙１）
３．収支精算書（別紙２）
４．事業にかかる発注書、契約書、納品書、請求書、領収書等
５．振込先が分かる書類

※その他実施内容が分かる写真や現物のほか必要に応じて書類の提出をお願いすることがあります。

（7）補助金交付までの予定時期

申請書類提出締切	申請書類審査	交付決定	事業着手～実績報告	補助金交付
～6月30日	～7月中旬頃	～7月下旬頃	～３月5日	実績報告確認後

4　注意事項

・交付決定前に発注、購入、契約等を実施したものは対象外となります。

・本補助金の対象経費となるものは他の補助金との併用はできません。
※本補助金の対象外経費となっている広報費等は村上市産業支援プログラム事業補助金等で対象となる場合がありますのでご検討ください

・自社内部の取引によるものは対象経費には含まれません。

・事業内容や経費に変更があった場合は、変更交付申請書の提出が必要となる場合があります。

・仮想通貨・クーポン・ポイント・金券等での支払い、小切手等での支払いは認められません。金融機関での振り込み又は現金で支払ってください。なお、1取引10万円（税抜き）を超える支払いについては、現金払いを認めていません。
※クレジットカードで支払った場合、実績報告時までに引落しが完了していることが条件となります。

・事業途中での中止や廃止は、真にやむを得ない場合以外は認められません。

・事業に関する書類等は補助金交付の翌年度から数えて５年間保管していただきます。

・本補助金は、支払いを受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税・所得税の課税対象となります。

・補助金の不正受給等の不正行為があった場合には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき処分されます。

・本補助金は、所得税法第 42 条（国庫補助金等の総収入金額不算入）又は法人税法第 42 条（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）に規定する国庫補助金等に該当します。したがって、当該補助金を補助金の交付の目的に適合した固定資産の取得又は改良に充てた場合には、所得税法第 42 条又は法人税法第 42 条の規定を適用することができます。

・補助事業において取得した財産については、金額の大小に関わらず善良なる管理者の注意をもって適切に管理する義務を負います。加えて取得価格または効用の増加額が１件あたり 50 万円（税抜き）以上の取得財産については、補助事業終了後も一定期間において、その処分等について市長の承認を受けなければなりません。

・事業内容や事業効果は市のホームページ等で公開させていただく場合があります。

・本申請で記入していただいた申請者情報は、今後村上市から申請者への情報提供等に使用させていただく場合があります。

5　その他・お問い合わせ先

申請に必要な書類のダウンロードや詳細事項は、村上市ホームページをご確認いただくか下記お問い合わせ先までご連絡ください。

- ✔ **ホームページ**　　**村上市　物価高騰対策設備投資・IT 導入支援補助金**　[検索]

- ✔ **問い合わせ先**　　**村上市役所　地域経済振興課 経済振興室**

TEL：0254-75-8942（直通）
FAX：0254-53-3840
Eメール：keizai-ss@city.murakami.lg.jp

(別記)対象外事業者一覧

〇社会福祉法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、医療法人、宗教法人 NPO 法人、学校法人
〇金融・保険業（生命保険媒介業、損害保険代理業、損害査定業を除く）を営んでいる事業者
〇娯楽業のうち風俗関連営業を営んでいる事業者
〇競輪・競馬等の競争場・競技団を営んでいる事業者
〇パチンコホール、ビンゴゲーム場、射的場、スロットマシン場を営んでいる事業者
〇芸ぎ業、芸ぎ周旋業を営んでいる事業者
〇場外馬券売り場及び場外車券売場を営んでいる事業者
〇競輪競馬等予想業を営んでいる事業者
〇集金業・取立業（公共料金またはこれに準ずるものに関するものを除く）を営んでいる事業者
〇興信所のうち身元調査等個人のプライバシーに係わる調査を主に行う者
〇易断所・観相業を営んでいる事業者
〇相場案内業を営んでいる事業者
〇医療業（療術業を除く）・福祉業を営んでいる事業者
〇獣医業を営んでいる事業者
〇学校（学校法人が経営するもの）を営んでいる事業者
〇法律相談所、特許事務所を営んでいる事業者
〇公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所を営んでいる事業者
〇公認会計士事務所、税理士事務所を営んでいる事業者
〇社会保険労務士事務所を営んでいる事業者
〇通訳案内業を営んでいる事業者
〇不動産鑑定業を営んでいる事業者
〇行政書士事務所を営んでいる事業者
〇宗教・政治・経済・文化団体その他の非営利事業及び団体、LIP（有限責任事業組合）
〇風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第２条第１項及び第５項に規定するものを営んでいる事業者
・風俗営業（第１項）、キャバレー（第１号）、スナック・バークラブ（第２号）、ナイトクラブ（第３号）、低照度飲食店（第５号）
・性風俗関連特殊営業（第５項）店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業
〇特定連鎖化事業に該当又は類似すると認められる事業者
〇その他公序良俗等の観点から対象とすることが適当でないと認められる事業者